

令和7年第1回

多摩市議会臨時会議案

多 摩 市

多摩市告示第 2 8 1 号

令和 7 年第 1 回多摩市議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 2 日

多摩市長 阿 部 裕 行

記

- 1 日 時 令和 7 年 5 月 1 6 日（午前 1 0 時）
- 2 場 所 多摩市役所議場
- 3 付議事件
 - （ 1 ） 多摩市議会常任委員会委員の選任
 - （ 2 ） 多摩市議会議会運営委員会委員の選任
 - （ 3 ） 東京都三市収益事業組合議会議員の選挙
 - （ 4 ） 南多摩斎場組合議会議員の選挙
 - （ 5 ） 東京たま広域資源循環組合議会議員の選挙
 - （ 6 ） 多摩ニュータウン環境組合議会議員の選挙
 - （ 7 ） 議会運営委員会の特定事件継続調査の申し出
 - （ 8 ） 多摩市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したについて
 - （ 9 ） 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したについて
 - （ 10 ） 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したについて

第 36 号議案

多摩市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 16 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、多摩市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

多摩市長

多摩市条例第 19 号

多摩市市税条例の一部を改正する条例

多摩市市税条例（昭和 40 年多摩市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 82 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 89 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 82 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 90 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する

免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

- ３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第１０条の２第２３項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同条第２４項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同条第２５項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同条第２６項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第１０条の４及び第１０条の５を削る。

附則第１０条の６第１項中「附則第１６条の４第１項」を「附則第１６条の２第１項」に、「附則第１６条の４第６項」を「附則第１６条の２第６項」に改め、同項第１号中「附則第１２条の６第１項第３号」を「附則第１２条の４第１項第３号」に改め、同条第２項中「附則第１６条の４第１項」を「附則第１６条の２第１項」に、「令和５年度分及び令和６年度分」を「令和７年度分及び令和８年度分」に改め、同条第３項中「附則第１６条の４第４項」を「附則第１６条の２第４項」に改め、同項第３号及び第５号中「附則第１６条の４第３項」を「附則第１６条の２第３項」に改め、同条第４項中「附則第１６条の４第９項」を「附則第１６条の２第９項」に改め、同条を附則第１０条の４とする。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

- ２ この条例による改正後の多摩市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- ３ 新条例第８２条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第 37 号議案

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したこと
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下
記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 16 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、多
摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

多摩市長

多摩市条例第 20 号

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例

多摩市都市計画税条例（昭和 40 年多摩市条例第 9 号）の一部を次のように改
正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条
第 36 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条
第 37 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条
第 41 項」に改める。

附則第 7 項第 1 号中「又は法人番号」を「（行政手続における特定の個人を識
別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5
項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号
に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 16 項に規定する法
人番号をいう。以下この号において同じ。）」に改める。

附則第 19 項中「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 4
5 項」を「第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に
改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多摩市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第 38 号議案

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分した
ことについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下
記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 16 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、多
摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

多摩市長

多摩市条例第 21 号

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険税条例（昭和 27 年多摩市条例第 39 号）の一部を次の
ように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項た
だし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 21 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万
円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」
に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の多摩市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度
以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健
康保険税については、なお従前の例による。